

次期 滋賀県障害者プランの策定について

令和8年6月2日（火）

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

I 基本的事項

< 1 > プラン策定の趣旨

- 現行の「滋賀県障害者プラン」(R3～R8)では、「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現」を基本理念に、施策を進めてきました。
- 国においては、障害者差別解消法や障害者総合支援法の改正、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や手話施策推進法の制定など、共生社会に向けた制度整備が進んでいます。
- 本県でも、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の趣旨に基づき、令和5年12月には「滋賀県手話をはじめとする意思疎通促進に関する条例」を施行しました。
- これらの状況と、現行プランの成果・課題、障害者の現状、国スポ・障スポレガシー、国の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針および施策、そして滋賀県基本構想「変わる滋賀続く幸せ」を踏まえ、令和9年度からの新しい計画を策定するものです。

1 基本的事項

<2> 法律上の位置づけ

滋賀県障害者プランは、国が定める**障害者計画**と**障害福祉計画**・**障害児福祉計画**を**一体的に策定**したものです。

各計画の概要と策定の根拠となる法律は以下の表のとおりです。

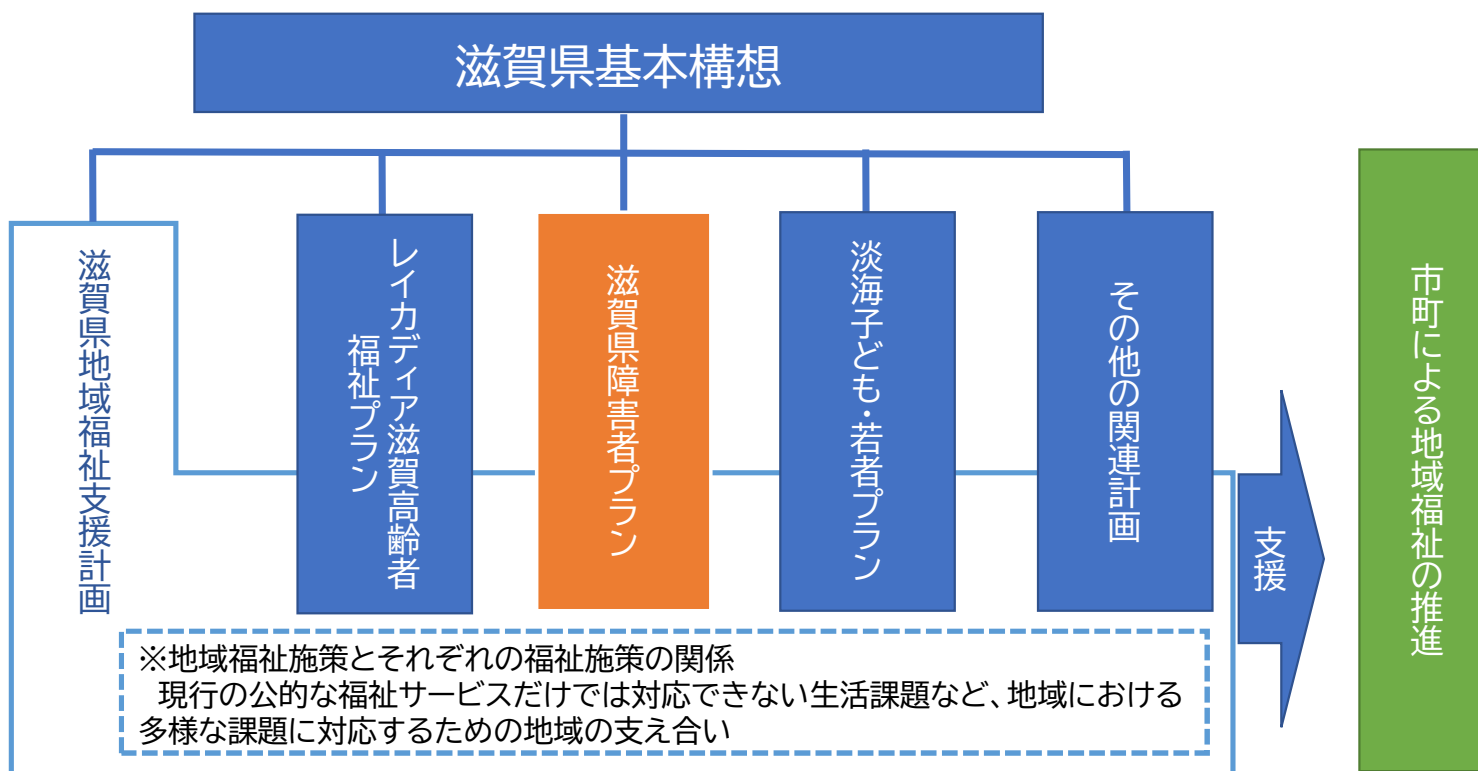
障害者計画は国が策定する障害者基本計画を基本として策定し、障害福祉計画等は、国が示す基本指針に即して策定することとされています。

	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
各計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者施策の基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立と社会参加を促進するために策定する。 ◆ 策定に当たっては、国の障害者基本計画を基本とし、障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。 <p>⇒ <u>障害者施策の基本的な事項や理念を定めるもの。盛り込まれた事項は個別事業として具現化する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害福祉サービス等（自立支援給付・障害児支援に係る給付）及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制確保と円滑な実施を確保するための基本的事項を定めるもの。 ◆ 策定に当たっては、（障害者自立支援）協議会の意見を聴くように努めることとされている。 <p>⇒ <u>障害者施策のうち特に障害福祉サービス等の整備目標と確保策について定めるもの。</u></p>
根拠となる法律	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者基本法 <u>（障害者基本計画等）第十一条 同条第二項</u> 都道府県は、<u>障害者基本計画を基本とする</u>とともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者総合支援法 <u>（都道府県障害福祉計画）第八十九条第一項</u> 都道府県は、<u>基本指針に即して</u>、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他のこの法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
期間	5年間	3年間

1 基本的事項

< 3 > 滋賀県における障害者プランの位置づけ

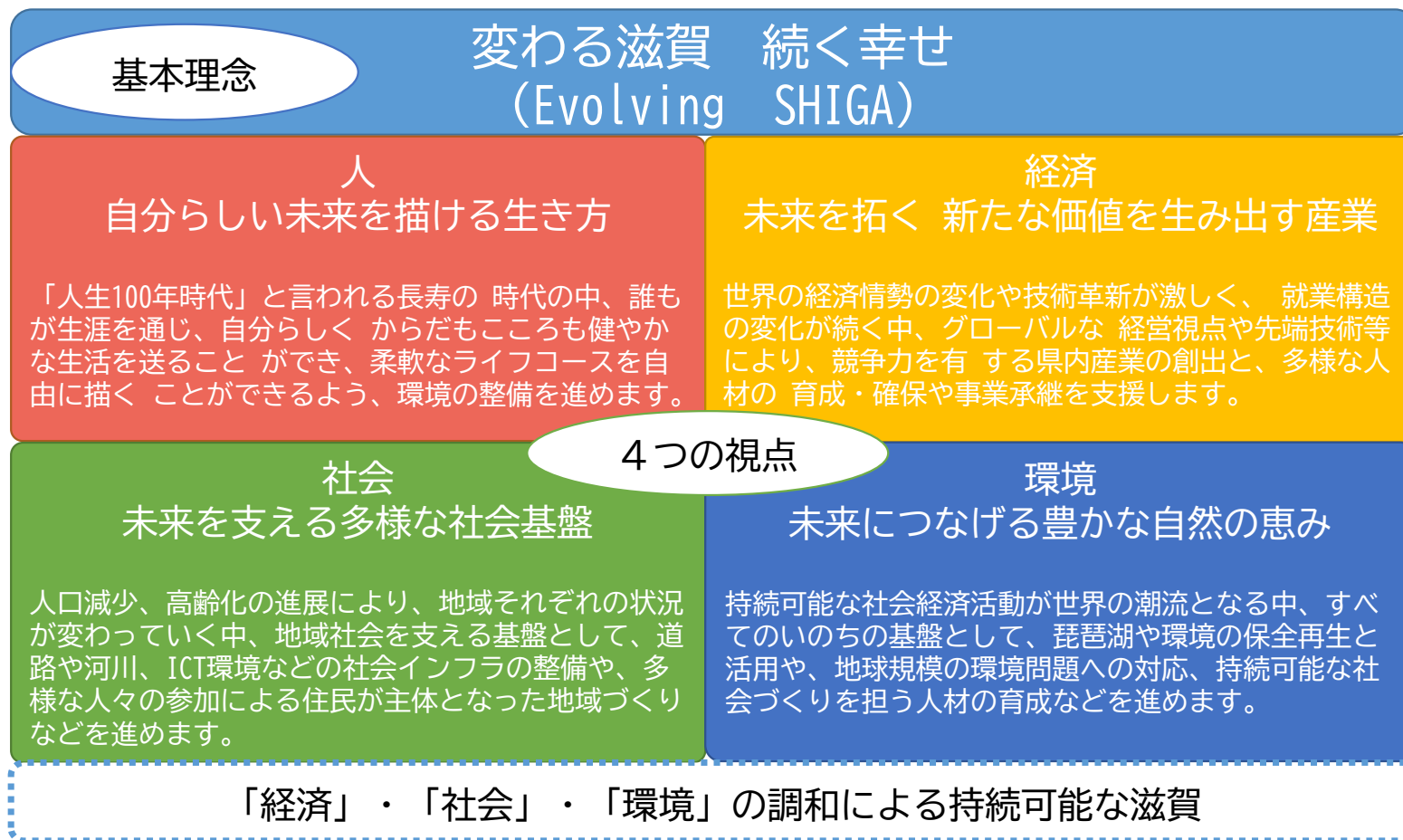
県では、障害者プランの他に高齢者福祉に関する「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン」、子どもの福祉に関する「淡海子ども・若者プラン」、分野を横断した地域福祉に関する「滋賀県地域福祉計画」などを策定し各施策を実施しています。障害者プランを含め各プランは相互に関連、補完し合いながら策定されています。これらのプランは、滋賀県全体の施策の基盤として策定されている「基本構想」を具体化するための計画として位置づけられています。



基本的事項

< 4 > 滋賀県基本構想（2019年度～2030年度）

滋賀県基本構想は「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念として、人、経済、社会、環境の4つの視点から「経済」・「社会」・「環境」の調和による持続可能な滋賀県の実現を目指すものです。概要は以下の図のとおりです。



I 基本的事項

< 4 > 滋賀県障害者プラン計画

現プランは、全体の計画期間を6年間（令和3年度～令和8年度）とし、重点施策部分については、3年経過時に見直すこととしており、令和5年度に見直しています。

今回の改定では期間設定については継承し、全体の計画期間を6年間（令和9年度～令和14年度）とします。以下の表は国が示す障害者基本計画や障害福祉計画の基本指針の期間と滋賀県障害者プランの期間の関係について、経過を示しています。

	(年度)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
県	滋賀県障害者プラン	滋賀県障害者プラン 2021						次期 滋賀県障害者プラン					
		← 一部改定 →						← 一部改定 →					
国	障害者基本法に基づく 国の障害者基本計画	第4次計画 (H30～R4)		第5次計画				第6次計画 (終期末定)					
	障害者総合支援法に基づく 障害福祉計画(国の基本指針)	第6期計画期間			第7期計画期間			第8期計画期間			第9期計画期間 (予定)		
	児童福祉法に基づく 障害児福祉計画(国の基本指針)	第2期計画期間			第3期計画期間			第4期計画期間			第5期計画期間 (予定)		

I 基本的事項

< 5 > プランの進め方

次期プラン策定の進め方は、以下の手順により、障害当事者の皆さん、障害福祉サービスの事業を実施している皆さんなど、関係者の皆さんの御協力をいただき、策定することを予定しております。

- ① 県障害者施策推進協議会を年4回実施し、次期プラン策定の進捗管理を確実に行う。
- ② 策定にあたり、障害当事者による現行プランの評価および次期プランの内容等に関する意見聴取を確実に行う。
 - ・ 各当事者団体・関係団体に現行プランの評価や新プランに盛り込むべき内容等を聴取
 - ・ 骨子案の段階と、原案の段階（県民政策コメント）で意見照会
- ③ 滋賀県障害者自立支援協議会（および各地域自立支援協議会）によるこれまでの議論の取りまとめを現行プランの評価に活用する。
- ④ また、次期プランの内容等に関する検討においては、既存の審議会や滋賀県障害者自立支援協議会の各部会などを積極的に活用する。
- ⑤ それ以外の重点分野については、障害者施策推進協議会内に検討の小委員会を設置し、議論を深めていただく。

I 基本的事項

< 6 > プラン策定のスケジュール

R8 6月2日	第1回障害者施策推進協議会開催（現プランの進捗状況・評価）
6～7月	分野ごとの小委員会開催①（該当分野に対する意見）
8月	第2回障害者施策推進協議会開催（プラン骨子案）
9月	分野ごとの小委員会開催②（次期プランに盛り込むべき内容）
11月	第3回 障害者施策推進協議会開催（プラン素案）
12月	県民政策コメント（～1月）
R9 3月	第4回障害者施策推進協議会開催（最終案）

※骨子案、素案および最終案について、県議会常任委員会に報告するものとする

2 次期プランの骨格

→基本的な構成は、「滋賀県障害者プラン2021」を**継承**

- ・基本理念、基本目標、基本的な施策の構成（共生社会づくり、ともに暮らす etc.）

▼基本理念

「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現」～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～

「人」と「まち」を起点に考える

「ひと」

既存の制度を前提とした発想ではなく、実際に支援を必要としている「ひと」、支援を担う「ひと」を起点に考えます。

「まち」

障害のある人への福祉、支援という発想だけでなく、高齢者や子ども等の様々な人が共に暮らす「まち」づくりを起点に考えます。

▼基本目標

すべての人が基本的人権を尊重され、地域でともに暮らし、ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する

「その人らしく」

「いつでも」

「誰でも」

「どこでも」

「みんなで取り組む」

の5つの視点から施策を進める

※「いつでも」には災害時や新型コロナウイルス等の感染症流行時を含む

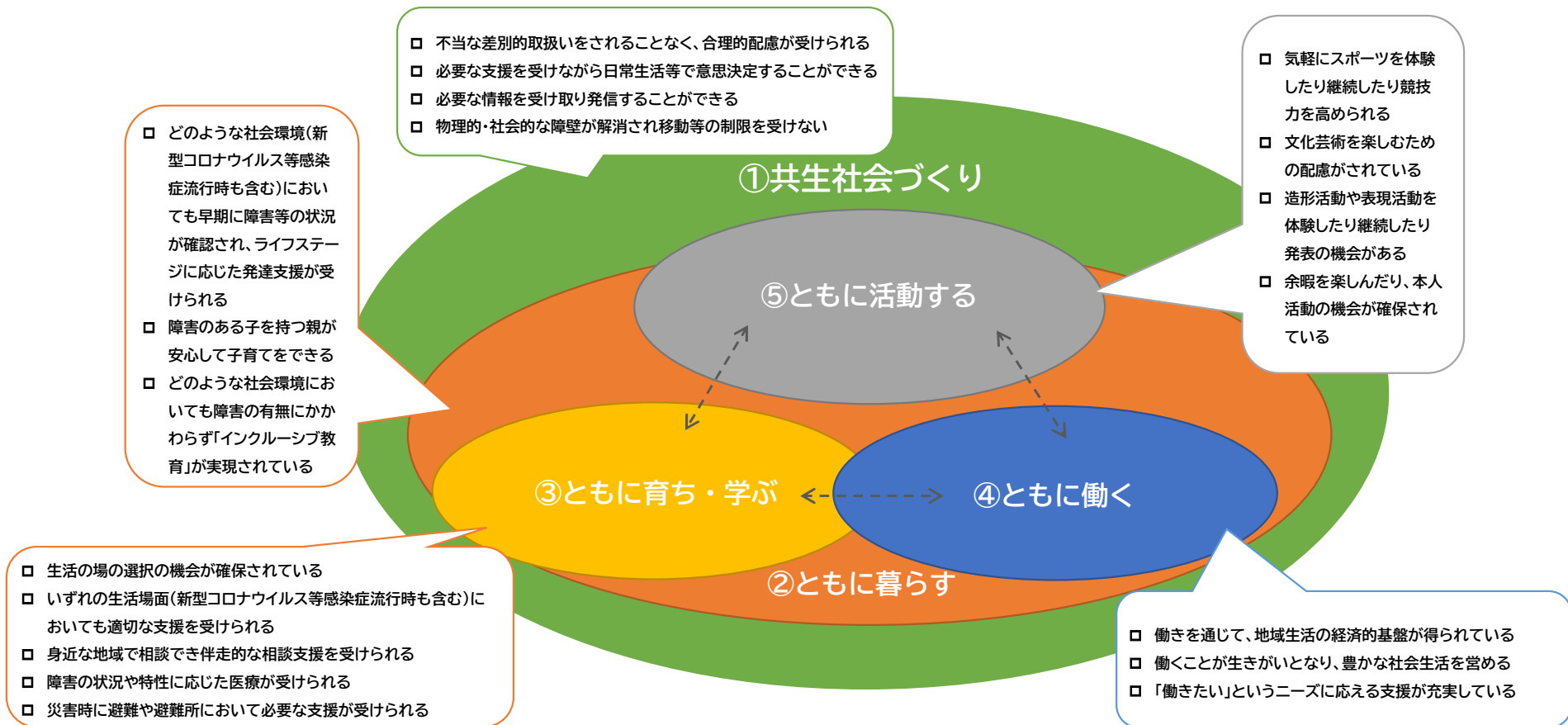


2 次期プランの骨格

基本目標の実現に向け、基本的な施策の方向性を示すために、「①共生社会づくり」、「②ともに暮らす」、「③ともに育ち・学ぶ」、「④ともに働く」、「⑤ともに活動する」の5つの施策領域ごとに、滋賀県の障害福祉の現状を踏まえ、あるべき姿や、施策の方向性等を構築します。

▼基本的な施策の構成

【各領域の関係性とあるべき姿（現行プランより）】



2 次期プランの骨格

▼障害者プランの基本フォーマット①

(1) フォーマットについて

- ・ 施策領域ごとにあるべき姿と施策の方向性等について右記の様式で示します。
- ・ 具体的な施策・取組等の示し方については、スライド12に記載しております。

(2) 用語の意味付け

- ・ あるべき姿…あるべき姿について明記
- ・ 施策の方向性…課題とそれを解決するための施策の方向性について包括的に表記
- ・ 現状…分野ごとの現状について表記
- ・ 課題…分野ごとの課題について表記

(案) 障害者プラン基本フォーマット

(1) 共生社会づくり

あるべき姿

➤ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

➤ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

➤ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

施策の方向性

○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

現状
(権利擁護)

■ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

■ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

■ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(意思疎通支援)

■ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

■ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

■ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

・
・
・
・

課題

■ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

■ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

■ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2 次期プランの骨格

▼障害者プランの基本フォーマット②

(1) フォーマットについて

- ・領域ごとに施策の方向性に基づき、具体的な施策・取組、成果目標・成果指標について右図の様式で示します。
- ・なお、令和14年度（2032年度）までに重点的に取り組む施策については、【重点的取組】と付記して示します。

(案) 障害者プラン基本フォーマット

Ⅲ 具体的な施策

(1) 共生社会づくり

施策の方向性

- ○○○○○○○○○○○○○○○○○
- ○○○○○○○○○○○○○○○○○
- ○○○○○○○○○○○○○○○○○

(1) 差別をなくし権利が守られるために

① 障害者差別の解消と障害者理解の促進

(ア) 障害者差別の解消と障害者理解の促進 【重点的取組】

・○○○○○○○○○○○○○○○○

・

・

(イ) 障害の理解の促進

・○○○○○○○○○○○○○○○○

・

・

・

3 進め方について

(再掲)

- ①県障害者施策推進協議会を年4回実施し、次期プラン策定の進捗管理を確実にを行う。
- ②策定にあたり、障害当事者による現行プランの評価および次期プランの内容等に関する意見聴取を確実に行う。
 - ・各当事者団体・関係団体に現プランの評価や新プランに盛り込むべき内容等を聴取
 - ・骨子案の段階と、原案の段階（県民政策コメント）で意見照会
- ③滋賀県障害者自立支援協議会（および各地域自立支援協議会）によるこれまでの議論の取りまとめを現行プランの評価に活用する。
- ④また、次期プランの内容等に関する検討においては、既存の審議会や滋賀県障害者自立支援協議会の各部会などを積極的に活用する。
- ⑤それ以外の重点分野については、障害者施策推進協議会内に検討の小委員会を設置し、議論を深めていただく。

→小委員会等は、スライド14~を参照

▼既存会議体一覧

以下の分野については、以下の会議体を活用し、次期障害者プランの検討等を行う。

分野	会議等の名称	庁内関係部局
(1) 障害者差別、権利擁護	○共生社会づくり委員会	
(2) 住居	○県自立支援協議会（相談支援ネットワーク部会） ○県居住支援協議会	・住宅課
(3) 医療的ケア児	○医療的ケア児・者に関する協議会	
(4) 発達障害	○県発達障害者支援地域協議会	
(5) 高次脳機能障害	○高次脳障害連絡推進会議	
(6) ひきこもり	○ひきこもり支援のチーム会議	
(7) 精神障害	○精神保健福祉審議会	
(8) 事業所運営	○県自立支援協議会（行政部会）	
(9) 難病	○難病対策推進協議会	・健康しが推進課
(10) 就労	○自立支援協議会（就労部会）	
(11) スポーツ	○県スポーツ推進審議会	・スポーツ課
(12) 文化芸術	○県障害者文化芸術活動推進計画懇話会	・文化芸術振興課
(13) 読書	○「滋賀県読書バリアフリー計画」検討懇話会	・生涯学習課

▼既存会議体一覧

各会議体と現障害者プランの関係性は以下のとおり。

会議体	主に検討いただく項目（重点施策・障害福祉計画・障害児福祉計画）
(1) 共生社会づくり委員会	【1. 共生社会づくり】 (1)①障害者差別の解消と障害者理解の促進P25, (1)②権利擁護の推進P27, (2)①意思決定支援の推進P29
(2) 県自立支援協議会（相談支援ネットワーク部会） 県居住支援協議会	【2. とともに暮らす】 (1)①地域における住まいの場の確保P36, (1)②障害者支援施設や精神科病院からの地域移行の促進P37, (1)③地域生活を支える相談支援体制の充実P39
(3) 医療的ケア児・者に関する協議会	【2. とともに暮らす】 (2) ①重症心身障害児者および医療的ケア児者への支援の充実P44
(4) 県発達障害者支援地域協議会	【2. とともに暮らす】 (2) ③発達障害のある人への支援の充実P45 【5. とともに活動する】 (3)①障害のある人の本人活動や交流への支援P93
(5) 高次脳機能障害連絡推進会議	【2. とともに暮らす】 (2)⑤高次脳機能障害のある人への支援の充実P50
(6) ひきこもり支援のチーム会議	【2. とともに暮らす】 (2)⑨ひきこもり状態にある人への支援の充実P53
(7) 精神保健福祉審議会	【2. とともに暮らす】 (3)①障害の状況に応じた専門的な医療の提供と障害の特性に配慮された診療体制の充実P54 ■依存症（アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症等）
(8) 県自立支援協議会（行政部会）	
(9) 難病対策推進協議会	
(10) 県自立支援協議会（就労部会）	【4. とともに働く】 (1)②雇用の場の確保および拡大 P81, (1)③就労移行支援と職場定着支援の充実P82 (2)②就労収入の向上P84, (4)①働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実P86
(11) 県スポーツ推進審議会	【5. とともに活動する】 (1)①障害のある人のスポーツの推進P88
(12) 県障害者文化芸術活動推進計画懇話会	【5. とともに活動する】 (1)②障害のある人の文化芸術活動の推進P89
(13) 「滋賀県読書バリアフリー計画」検討懇話会	【5. とともに活動する】 (1)③障害のある人の読書活動の推進P91

※上記については、重点施策を記載

▼小委員会（ワーキングチーム）の設置

現行プランの評価や次期プランを策定するための協議のために、現行プランの体系をベースに、以下の7分野の小委員会を設置します。委員構成については1分野5～7名程度とし、障害当事者の参加、施策推進協議会の委員の参加、ジェンダーバランス等を考慮して選定させていただきました。

分 野	県庁内関係部局
(1) 手話施策推進・意思疎通支援	
(2) 強度行動障害	
(3) 高齢障害	医療福祉推進課
(4) 災害時対応・防災	健康福祉政策課 防災危機管理局 健康しが推進課
(5) 人材育成・確保	医療福祉推進課
(6) ロボット・ICT	
(7) 障害児（教育）	特別支援教育課

▼小委員会一覧

各小委員会と現障害者プランの関係性は以下のとおり。

分野	主に検討いただく項目（重点施策、障害福祉計画・障害児福祉計画）
(1) 手話施策推進・意思疎通支援	
(2) 強度行動障害	【2.ともに暮らす】 (2)②行動障害のある人への支援の充実 P45
(3) 高齢障害	【2.ともに暮らす】 (2)⑦高齢障害者への支援の充実 P51
(4) 災害時対応・防災	【2.ともに暮らす】 (4)①防災体制の充実 P61
(5) 人材育成・確保	【ともに暮らす】 (5)②滋賀県介護・福祉人材センター等による人材の確保、育成、定着の一体的な推進 P64
(6) ロボット・ICT	【2.ともに暮らす】 (5)②滋賀県介護・福祉人材センター等による人材の確保、育成、定着の一体的な推進 P64
(7) 障害児（教育）	【3.ともに育ち・学ぶ】 (1)②重症心身障害児や医療的ケア児、難聴児に対する支援体制の強化 P68 (1)③ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化 P70 (2)①切れ目のない指導・支援 P71 (3)①教育と福祉の連携推進 P78

※上記については、重点施策を記載

補足資料

【補足①】第5次障害者基本計画（令和5年度～令和9年度）の概要

I 基本理念（計画の目的）

- 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

II 横断的視点

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取組の推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

III 各論の主な内容（11の分野）

→スライド20以降に詳細

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安心・安全な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

IV おわりに（～今後に向けて～）

- 本基本計画は、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体的として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の上で基本となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。

各論の主な内容

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

- ・ 家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ・ 障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われないよう、取組を推進
- ・ 改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

- ・ 公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
- ・ 接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
- ・ 歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備
- ・ 国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供の推進

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

- ・ 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施設推進法に基づく施策の充実
- ・ 公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実
- ・ 手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

4. 防災、防犯等の推進

○災害発生時における障害特性に配慮した支援

- ・ 福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- ・ 福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
- ・ 障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

5. 行政等における配慮の充実

○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

- ・ 司法手続（民事・刑事）における意思疎通手段の確保
- ・ 障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
- ・ 国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

6. 保健・医療の推進

○精神障害者の早期退院と地域移行、社会入院の解消

- ・ 切れ目のない退院後の精神障害者への支援
- ・ 精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
- ・ 精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体的拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

各論の主な内容

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

○意思決定支援の推進、相談体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

- ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
- ・障害のあることにも対する支援の充実

8. 教育の振興

○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

- ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
- ・病气療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

○総合的な就労支援

- ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的な支援
- ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- ・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

- ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- ・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり
- ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

11. 国際社会での協力・連携の推進

○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

- ・障害者分野における国際協力への積極的な取組
- ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

第5次障害者基本計画 主な成果目標

<差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止>

指標	現状値（直近値）	目標値
障害者差別解消法の地域協議会の組織率	55.9%（一般市町村） （2021年4月）	80%以上（同左） （2027年度）

<安全・安心な生活環境の整備>

指標	現状値（直近値）	目標値
一定旅客施設のバリアフリー化率（注1）	94.5%（段差解消） （2020年度）	80%以上（同左） （2027年度）
ノンステップバスの導入率（注2）	63.8%（2020年度）	約80%（2025年度）
福祉タクシー導入台数	41,464台 （2020年度）	約90,000台 （2025年度）
音響信号機及びエスコートゾーンの設置率（注3）	50.8% （2021年度）	原則100% （2025年度）

- （注1）鉄軌道駅及びバスターミナルについては、平均利用者数が3,000人/日以上3,000人/日未満で重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられた施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては、平均利用者数が2,000人/日以上3,000人/日未満の施設を対象。なお、鉄軌道駅の現状値については、平成30年3月に改正された公共交通移動等円滑化基準の改正前の基準をもって適合率を算定
- （注2）公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両は母数から除外
- （注3）視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分が対象

<情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実>

指標	現状値（直近値）	目標値
ICTサポートセンターを設置している都道府県数	31都道府県 （2022年度）	全都道府県 （2024年度）
電話リレーサービスの普及状況（利用登録者数）	1万1,275人 （2022年末）	前年度比増 （2027年度）

<保健・医療の推進>

指標	現状値（直近値）	目標値
精神病床での1年以上の長期入院患者数	約17.1万人 （2020年度）	13.8万人 （2026年度）
都道府県の難病診療連携拠点病院の設置率	93% （2021年度）	100% （2027年度）

<教育の振興>

指標	現状値（直近値）	目標値
個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画等が作成されている児童の割合	90.9%（指導計画） 84.8%（教育支援計画） （2018年度）	おおむね100% （2027年度）
公立小中学校等施設におけるスロープ等による段差解消の割合	78.5%（門から建物まで） 57.3%（昇降口・玄関等から教室等まで） （2020年度）	全ての学校に整備 （2025年度）

<雇用・就業・経済的自立の支援>

指標	現状値（直近値）	目標値
障害者の雇用率達成企業の割合	47% （2021年6月）	56% （2027年度）
障害者就労施設等の物品等優先購入実績	199億円 （2020年度）	前年度比像 （2027年度）

<文化芸術活動・スポーツ等の振興>

指標	現状値（直近値）	目標値
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	31%（成人） 41.8%（若年層※7～19歳） （2021年度）	40%程度（成人） 50%程度（若年層） （2026年度）

【補足②】（障害福祉計画・障害児福祉計画にかかる）国の基本指針の主なポイント

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害者福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 基本指針は、令和8年3月31日に告示。計画期間は令和9年4月～令和12年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方【新規】

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活の移行
- 二 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上【新規】
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

【補足②】（障害福祉計画・障害児福祉計画にかかる）国の基本指針の主なポイント

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項にかかる新旧対照

旧	新
<p>第一の一 基本的理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ④ 地域共生社会の実現に向けた取組 ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援 ⑥ <u>障害福祉人材の確保・定着</u> ⑦ 障害者の社会参加を支える取組定着 	<p>第一の一 基本的理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ④ 地域共生社会の実現に向けた取組 ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援 ▶ <u>(第一の五へ移動)</u> ⑥ 障害者の社会参加を支える取組定着
<p>第一の二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 訪問系サービスの保障 ② 日中活動系サービスの保障 ③ GH等の充実及び地域生活支援拠点等の整備 ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進 ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実 <u>(新設)</u> ⑥ 依存症対策の推進 	<p>第一の二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 訪問系サービスの保障 ② 日中活動系サービス等の保障 ③ GH等の充実及び地域生活支援拠点等の整備 ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進 ⑤ 強度行動障害の状態にある者及び難病患者等に対する支援体制の充実 ⑥ <u>高次脳機能障害者に対する支援</u> ⑦ 依存症対策の推進

【補足②】（障害福祉計画・障害児福祉計画にかかる）国の基本指針の主なポイント

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項にかかる新旧対照

旧	新
<p>第一之三 相談支援の提供体制確保に関する基本的考え方</p> <p>① 相談支援体制の充実・強化 ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保 ③ 発達障害者等に対する支援 ④ 協議会の設置等</p>	<p>第一之三 相談支援に関する基本的考え方</p> <p>① 相談支援体制の充実・強化 ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保 ③ 発達障害者等に対する支援 ④ 協議会の設置等</p>
<p>第一之四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方</p> <p>① 地域支援体制の構築 ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 ③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備（重心、医療的ケア、強度行動障害、虐待） ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保 <u>（新設）</u></p>	<p>第一之四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方</p> <p>① <u>重層的な</u>支援体制の構築 ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 ③ 地域社会への参加・<u>インクルージョン</u>の推進 ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備（重心、医療的ケア、強度行動障害、虐待） ⑤ 障害児相談支援等の提供体制 ⑥ <u>障害児支援における人材育成の推進</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p>第一之五 <u>障害福祉人材の確保・定着、当事者支援に立ったケアの充実のための生産性向上に対する基本的な考え方</u></p>
<p>① <u>第一の一の⑥から移動</u> <u>（新設）</u></p>	<p>① <u>障害福祉人材の確保・定着</u> ② <u>当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上</u></p>

【補足②】（障害福祉計画・障害児福祉計画にかかる）国の基本指針の主なポイント

第二 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）にかかる新旧対照

旧
<p>1 福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <p>①福祉施設入所者のうち、地域生活に移行する者の人数 ②県内障害者支援施設における入所定員数（県立施設を除く） ③県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の人数【県独自】</p>
<p>2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>①精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 ②精神病床における一年以上長期入院患者数 ・精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数 ・精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数 ・精神病床における75歳以上の1年以上長期入院患者数 ③精神科入院後3か月時点の退院率 ④精神科入院後6か月時点の退院率 ⑤精神科入院後1年時点の退院率</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>

新
<p>1 福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <p>①福祉施設入所者のうち、地域生活に移行する者の人数 ②県内障害者支援施設における入所定員数（県立施設を除く） ③県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の人数【県独自】</p>
<p>2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>①精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 ②精神病床における一年以上長期入院患者数 ・精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数 ・精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数 ・精神病床における75歳以上の1年以上長期入院患者数</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>③【新】精神病院への30日以上再入院率 ・退院後90日時点の再入院率 ・退院後180日時点の再入院率 ・退院後365日時点の再入院率 ④【新】心のサポーター数 ⑤【新】住民のこころの状態（k6）</p>

【補足②】（障害福祉計画・障害児福祉計画にかかる）国の基本指針の主なポイント

第二 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）にかかる新旧対照

旧
3 福祉施設から一般就労への移行等
①福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者
②就労定着支援事業の利用者数
③就労定着支援事業所ごとの就労定着率（過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者または就労していた者の占める割合）
④就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合
⑤地域の就労支援ネットワークの強化、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築推進のための協議会の活用 <u>（新設）</u>

新
3 福祉施設から一般就労への移行等
①福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和11年度中に一般就労に移行する者
②就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率
③就労定着支援事業所ごとの就労定着率（過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者または就労していた者の占める割合）
④就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合
⑤地域の就労支援ネットワークの強化、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築推進のための協議会の活用
⑥【新】協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上

【補足②】（障害福祉計画・障害児福祉計画にかかる）国の基本指針の主なポイント

第二 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）にかかる新旧対照

旧	新
<p>4 障害児支援の提供体制の整備</p> <p>①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置 ②障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築 ③難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 ④重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保 ⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置 ⑥医療的ケア児支援センターの設置 ⑦障害児入所施設の入所児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行するための移行調整に係る協議の場の設置 ⑧医療的ケア児等のレスパイトサービスの充実【県独自指標】 （新設）</p>	<p>4 障害児支援の提供体制の整備</p> <p>①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置 ②障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築 ③難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 ④重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保 ⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置 （削除） ⑥障害児入所施設の入所児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行するための移行調整に係る協議の場の設置 ⑦医療的ケア児等のレスパイトサービスの充実【県独自指標】 ⑧【新】障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保 ⑨【新】強度行動障害の状態にある児の支援のための体制の整備</p>
<p>5 地域生活支援の充実</p> <p>①地域生活支援拠点等が有する機能の充実 ②強度行動障害を有する者に関する各市町または圏域における支援体制の整備</p>	<p>5 地域生活支援の充実</p> <p>①地域生活支援拠点等が有する機能の充実 ②強度行動障害を有する者に関する各市町または圏域における支援体制の整備</p>

【補足②】（障害福祉計画・障害児福祉計画にかかる）国の基本指針の主なポイント

第二 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）にかかる新旧対照

旧	新
<p>6 相談支援体制の充実・強化等</p> <p>①総合的・専門的な相談支援の実施および基幹相談支援センターの設置 <u>②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>6 相談支援体制の充実・強化等</p> <p>①総合的・専門的な相談支援の実施および基幹相談支援センターの設置 ②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等</p> <p>③【新】(仮)のぞまないセルフプランの件数をゼロ</p>
	<p>7【新】障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上</p> <p>①【新】人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 ②【新】生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 ③【移】都道府県における相談支援専門員研修等の実施</p>
<p>8 障害福祉サービス等の質を向上させる取組を実施する体制を構築</p> <p>①下記の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ・<u>計画的な人材養成の推進</u> ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 ・指導監査結果の関係市町との共有 <p>(新設)</p>	<p>8 障害福祉サービス等の質を向上させる取組を実施する体制を構築</p> <p>①下記の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ・(移動) ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 ・指導監査結果の関係市町との共有 <p>②【新】(仮)管内事業所の情報の公表率および更新率を100%</p>

【補足②】（障害福祉計画・障害児福祉計画にかかる）国の基本指針の主なポイント

新規活動指標一覧

①施設入所者の地域生活への移行等

（新規事項）

- 施設における居室の個室化等の取組状況
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（新規事項）

- 心のサポーター養成研修実施回数
- 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数
- 精神障害者の短期入所の利用者数

⑥【新】高次脳機能障害者に対する支援

（新規事項）

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数
- 高次脳機能障害者支援地域連絡協議会の開催回数
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数

⑧相談支援体制の充実・強化等

（新規事項）

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組

⑨障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

（新規事項）

- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事務所数
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合